衆議院法務委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年６月 11 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

１　民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外５名提出、衆法第 29 号）
婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武君外２名提出、衆法第 30 号）
民法の一部を改正する法律案（円より子君外４名提出、衆法第 35 号）
・各案について、提出者岡本あき子君（立憲）、米山隆一君（立憲）、藤田文武君（維新）、長友慎治君（国民）及び円より子君（国民）並びに鈴木法務大臣、辻内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）平岡秀夫君（立憲）、藤原規眞君（立憲）、松下玲子君（立憲）、金村龍那君（維新）、萩原佳君（維新）、臼木秀剛君（国民）、平林晃君（公明）、本村伸子君（共産）、吉川里奈君（参政）、島田洋一君（保守）

（質疑者及び主な質疑事項）

平岡秀夫君（立憲）

（１）　法制審議会
　ア　法制審議会の位置付け及び役割
　イ　過去 30 年間で法制審議会の答申に基づいた具体的な法案が提出されていない事例
（２）　選択的夫婦別姓制度
　ア　法制審議会に諮問された時期、当時の内閣総理大臣及び諮問内容
　イ　法制審議会から答申された時期並びに当時の内閣総理大臣及び法務大臣
　ウ　上記イの長尾法務大臣が答申時及びその後の国会において行った答弁の内容
　エ　長尾法務大臣以降の歴代の法務大臣による上記ウとは異なる内容の答弁の有無
　オ　歴代の法務大臣による閣法提出の意向の変更の有無
　カ　法制審議会の答申と衆法第 29 号との内容の相違
　キ　これまでに閣法が提出されなかった理由及び政府や法務省内における法律案提出に向けた作業の内容
　ク　法務省が関係各所と協議した際には法制審議会の答申に沿った案によっていたことの確認
　ケ　歴代の法務大臣が法制審議会の答申の見直しを更に諮問したことはないことの確認
　コ　法制審議会の答申を踏まえた閣法が 29 年以上も提出されていないことについての法務大臣の受止め
　サ　鈴木法務大臣が法制審議会の答申の見直しを諮問する予定がないことの確認
　シ　法務省として同制度の実現に向けて更なる努力をすべきとの意見についての法務大臣の見解
（３）　法務大臣が死刑廃止を推進したエルベグドルジ元モンゴル大統領と面会して得た知見

藤原規眞君（立憲）

（１）　衆法第 29 号成立後に再婚した夫婦が別姓を選択した場合におけるいわゆる連れ子の姓
（２）　衆法第 30 号
　ア　戸籍姓と旧姓に同等の法的効力を認めることでダブルネームを法制化することの是非
　イ　社会活動における旧姓使用を公私の団体等の努力義務に留めた趣旨
　ウ　国が講ずる「必要な法制上の措置」等
　　ａ　関係法令の改正を検証するための膨大な作業についての衆法第 30 号提出者の認識の有無
　　ｂ　上記ａの検証作業のため衆法第 30 号提出者が想定している期間
　　ｃ　法令の改正対象数に鑑み衆法第 29 号より衆法第 30 号による改正が大規模になることの確認

エ　マイナンバーカードにおける氏の取扱い
　a　衆法第 30 号によるマイナンバーカードへの旧姓単記の可否
　b　旧姓の確認時に公証資料の確認を求められる以上マイナンバーカードの利便性が損なわれる可能性
　c　戸籍姓と旧姓が混在する以上マイナンバーカードのみでは本人確認ができない事例が続出する懸念
オ　災害時の安否確認において使用される姓
　a　災害時の安否確認が戸籍姓と旧姓のどちらで行われるかの確認
　b　自治体ごとに用いる姓が異なる状況が生じ得ることの妥当性
カ　社会活動での旧姓使用が努力義務に留まる以上公証資料を準備する煩雑さが変わらない可能性
キ　名義変更の際にタイムラグが生じることで同じ銀行でも支店ごとに異なる氏での口座開設が可能となることの是非
ク　戸籍制度
　a　改姓をした上での名義変更等の負担を伴う衆法第 30 号が同一戸籍同一氏の原則を維持しようとする理由
　b　婚姻時に改姓を求めることで生じるアイデンティティの喪失についての衆法第 30 号提出者の見解
　c　衆法第 30 号提出者が主張する戸籍制度の根幹の意味
　d　夫婦同姓への執着が「国民の身分関係を公証し検索する」という本来の戸籍機能に独自の意味を付与している可能性
　e　法的効力を失った婚姻前の姓又は複数の旧姓に法的効力を付する衆法第 30 号が戸籍制度の根幹を揺るがすものとなっている可能性

松下玲子君（立憲）

（1）　衆法第 30 号
ア　社会活動の全ての場面において旧姓単記が認められるわけではないことの確認
イ　場面によって戸籍姓と旧姓を使い分けることの可否
ウ　旧姓単記を認めない事業者等に対する罰則がない以上は旧姓の利用者において事業者側に対する旧姓単記のための交渉を強いられる可能性
エ　旧姓の通称使用に対応している証券会社及び旧姓口座での取引が可能な金融機関の有無
オ　取引先に旧姓の通称使用を拒否される可能性が残ることと本法律案が目指す不利益の解消との整合性
カ　衆法第 30 号が政府見解と同様に通称使用を選択的夫婦別姓制度の導入までの暫定措置であるとしているか否かの確認
キ　衆法第 30 号提出者が多くの国民は旧姓の通称使用の法制化を望んでいると認識していることの妥当性
ク　結婚による改姓をしたくないと望む者の思いについての衆法第 30 号提出者の受止め
ケ　公文書には使えない本名が別に戸籍名として存在するという複雑な制度とした理由
コ　複数の旧姓を有する者が本制度において選択できる旧姓の対象
サ　戸籍姓と旧姓が混在する以上地方公共団体が行う滞納処分が難航する可能性
シ　2022 年の参議院議員選挙に際して日本維新の会が公約として掲げていた選択的夫婦別姓制度の導入と本法律案との整合性
（2）　衆法第 29 号と衆法第 35 号の賛同者を得るために立憲民主党と国民民主党が歩み寄ることの是非

金村龍那君（維新）

（１）　衆法第 30 号で必要と考えられる旧姓の単記を可能とする法制化を含めた基盤整備の内容
（２）　衆法第 35 号
　ア　子の氏を戸籍筆頭者の氏とすることが家族姓を重視する価値観に立っている可能性
　イ　上記アと衆法第 29 号の考え方との異同
　ウ　上記イについての衆法第 29 号提出者の見解
　エ　衆法第 29 号と衆法第 35 号との連携の見通し
（３）　今国会における各法律案の採決の是非についての各法律案提出者の見解

萩原佳君（維新）

（１）　衆法第 29 号提出者が兄弟姉妹で氏が異なっても良いと考える理由及び将来的に子の氏を出生時に決める方向性の有無
（２）　衆法第 29 号による選択的夫婦別姓制度の導入が個人戸籍に移行するための通過点となる可能性
（３）　衆法第 35 号提出者が通称使用の法制化を多数とする内閣府の世論調査の結果を重視し過ぎるべきではないとする理由
（４）　法制審議会の答申後これまでに選択的夫婦別姓制度に関する議論が進まなかった理由についての衆法第 29 号提出者及び衆法第 35 号提出者の見解
（５）　衆法第 30 号の成立により不便・不利益やアイデンティティ喪失等の問題が減少する可能性についての衆法第 29 号提出者及び衆法第 35 号提出者の見解

臼木秀剛君（国民）

（１）　各法律案における平成８年の法制審議会の答申以降の社会や国民の意識の変化等の反映の有無
（２）　衆法第 29 号及び衆法第 35 号の成立により家族の一体感やきずなが失われるとの前日の本委員会における参考人等の懸念についての評価
（３）　衆法第 30 号
　ア　旧姓の通称使用やその併記では困難は解決できないとの指摘及び一人っ子同士の結婚で双方の氏を残したいという希望への対応の在り方
　イ　場面によって戸籍姓と旧姓を使い分けることの可否
　ウ　旧姓の通称使用を届け出た場合における戸籍姓及び通称の法的意義
　エ　戸籍姓と通称のいずれがマイナンバーに関連付けられることとなるかの確認
　オ　制度導入に伴う関連法制の整備やシステム改修等に当たって国及び地方自治体等の負担が大きくなるおそれ
（４）　衆法第 35 号
　ア　婚姻時に「戸籍の筆頭に記載すべき者」を定めることと明治民法における戸主制度との関連性
　イ　戸籍の筆頭に記載すべき者を決めておくことで子の氏が自動的に定まる制度にした理由
（５）　夫婦同姓制度が原因で選択されている事実婚の数
（６）　各法律案が成立した場合における法律婚や出生数の増加の可能性についての各法律案提出者の見解

平林晃君（公明）

（１）　衆法第 29 号における子の氏を婚姻時に決定することと両性の合意のみを婚姻の要件とする憲法第 24 条との整合性及び子を持つことが現実的でないカップルへの配慮の有無
（２）　婚姻時に戸籍の筆頭に記載すべき者を定めることとする衆法第 35 号が戸籍筆頭者と同時に子の氏を定めるものであることの確認

（３） 公私の団体に対して通称使用の努力義務を定めるに留まる衆法第 30 号が成立した場合における旧姓使用に対応しない銀行等に及ぼす効果
（４） 選択的夫婦別姓制度の導入に先立つ様々な懸案事項や懸念に対する衆法第 29 号における対策

本村伸子君（共産）

（１） 生まれ持った氏名で生きて結婚もしたいという当事者の思いについての各法律案提出者の受止め
（２） 各法律案の成立により他者の人権が侵害されることとなる可能性
（３） 衆法第 30 号
ア 結婚する際に一方が改姓してアイデンティティを喪失することを求めることで個人の尊厳と本質的平等に立脚した制度にならない可能性
イ ファミリーネームを尊重する衆法第 30 号における「家族全体のアイデンティティ」の意義
ウ 個人の尊重、個人の尊厳及び個人のアイデンティティが一番重要な価値であるとの観点の有無
（４） 出生時の氏名の維持及び歴史ある姓を残したいと願う場合における選択的夫婦別姓制度の妥当性についての各法律案提出者の見解
（５） ファミリーネームを大切にする者と生まれ持った氏名で生きたい者のいずれの思いも尊重されることが選択的夫婦別姓制度であるとの意見についての各法律案提出者の見解
（６） 衆法第 35 号
ア 子の氏を戸籍筆頭者の氏とすることが家父長的な考え方を植え付けるものではないことの確認
イ 上記アの考え方について誤解のないよう国民民主党内で徹底する必要性
（７） 各法律案が個人の尊重、個人の尊厳及び両性の本質的平等に合致するものであるか否かについての各法律案提出者の見解

吉川里奈君（参政）

（１） 住民への課税に当たっての地方自治体からの旧姓使用によるトラブルの報告の有無及び旧姓使用のニーズについての総務省の認識
（２） 納税手続等における旧姓使用の可否及びそれに伴うトラブルの報告の有無についての国税庁の認識
（３） 衆法第 35 号
ア 同一戸籍同一姓「的」な形式を維持するとの意味及び同法律案が戸籍制度の本質的な変更に当たらないとする根拠
イ 子に関する施策を検討するに当たって子の意見を聞く必要性についての辻内閣府副大臣の見解
ウ 子の氏の決定方法に関する意見聴取及び議論の経緯
（４） 衆法第 29 号
ア 家族の一体感や子の福利は法的利益であり保護すべき社会的利益であるとの意見についての衆法第 29 号提出者の評価
イ 親が旧姓に復氏する場合に婚姻により別姓を選択した子も連鎖的に旧姓に復氏することを認めることによる混乱への懸念
ウ 選択的夫婦別姓制度の導入による家族観や文化的基盤への影響を含む予測困難な変化についての事前の検討状況

島田洋一君（保守）

（１） 不法滞在外国人問題を集中審議する必要性についての衆法第 35 号提出者の見解
（２） 法制化により努力義務を課すよりも国会決議により通称使用の拡大を進める方がよいとの意見についての衆法第 30 号提出者の見解

（３）　衆法第 29 号及び衆法第 35 号

ア　経過措置において既婚夫婦が婚姻前の氏に復することができる期間を施行後１年以内に限定する理由及び妥当性

イ　選択的夫婦別姓制度の導入後に婚姻により改姓した者が婚姻中に婚姻前の氏に復することの可否

ウ　女性のアイデンティティを強調するにもかかわらず上記イの復氏を認めていないことの妥当性

エ　経過措置期間中における復氏に夫の同意が得られなかった場合に家庭裁判所の調停又は家事手続に移行できる可能性

オ　改正法施行後に結婚した場合でも後に改姓又は複氏できるよう法律案を練り直して再提出する必要性